車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第８号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 26 年６月 27 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県厚木市上依知字鬼ケ谷762番34から 東京都八王子市南浅川町2637番３まで

２．指定する期日

平成26年６月28日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第９号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年６月 27 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県厚木市上依知字鬼ケ谷762番34から 東京都八王子市南浅川町2637番３まで

２．指定する期日

平成26年６月28日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法０.23メートル以上、縦寸法０.12メートル以上（又は横寸法０.12メートル以上、縦寸法０.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

本州四国連絡高速道路株式会社平成25事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日）決算等に関する公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 26 年第３号

平成 26 年６月 27 日

兵庫県神戸市中央区小野柄通四丁目１番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二

１　平成 25 事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸　借　対　照　表　の　要　旨

（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,822
固定資産	17,396
高速道路事業固定資産	7,343
有形固定資産	7,046
無形固定資産	297
関連事業固定資産	
有形固定資産	5,010
各事業共用固定資産	3,837
有形固定資産	3,783
無形固定資産	54
投資その他の資産	1,203
資産合計	50,218
負債の部	
流動負債	16,797
賞与引当金	229
その他の流動負債	16,568
固定負債	19,821
退職給付引当金	13,951
役員退職慰労引当金	12
ＥＴＣマイレージサービス引当金	1,070
その他の固定負債	4,786
負債合計	36,619